JR東海労ニュース

№1297 2009年6月15日 JR東海労働組合

不当半リンス条件3単くシュスレヒコール和解裁判

6月15日、東京地裁で「シュプレヒコール和解裁判」(JR東海ユニオン掲示に対する名誉毀損損倍請求)の判決がありました。判決は、不当にも私たちの訴えを棄却する断じて許すことのできない反動判決です。この裁判は、「シュプレヒコール裁判控訴審」で和解が成立したにもかかわらず、JR東海ユニオンが和解条項を都合良く解釈し、「全面勝利的和解成立!」「第一審不当判決が是正される!」などと宣伝したことは、JR東海労の社会的評価を低下させ、著しい名誉棄損行為であると訴えたものです。

東京高裁による和解条項は「控訴人(JR東海ユニオン)は被控訴人(JR東海労)に対し、控訴人ら(JR東海ユニオン)が作成、掲示した機関紙等の表現に適切さを欠く点があり、本件提訴に至ったことにつき、遺憾の意を表する。控訴人ら(JR東海ユニオン)は、今後このような事態を生じさせないよう努めるものとする」というもので、JR東海ユニオンの主張する「全面勝利」などという屁理屈は嘘の上塗りでしかありません。このようなデタラメは絶対に許せません。

ところが、判決では、JR東海ユニオンが機関紙に記載したこと自体は、第一審被告の立場から「全面勝利的和解」「第一審が是正された」と表現したことなので、その表現は「自己評価」とて読み取ることができるから問題ないとして着望損につてもりになるになってしまいます。このような判決では、「『全面勝利の印で、おります。と判断していることを示すものではない」とあえて付けくないます。は、JR東海ユニオンの自己評価は「正しないます。ます。よりではない」とあえて付けくないます。ます。よりではない」とあえて付けくないます。ます。よりではない」とあれています。ない。今判決で、「全面勝利的和ない」という表現などが、名誉毀損とは認められませんでした。私たりは、このような誤った判断による判決は断じて許せません。